

生産性向上推進制度に関する確認書

甲及び乙は、乙の原価改善申請に関し、生産性向上推進制度に関する特約条項（以下「特約条項」という。）第 5 条第 1 項に基づき、次のとおり確認する。なお、この確認書と特約条項に相違が生じた場合には、特約条項の規定が優先されるものとする。

1 申請契約に関する事項

番号	調達管理番号	契約件名	契約金額 (税込)	契約締結日
1				
2				
3				

2 生産性向上推進制度に関する事項

(1) 生産性向上推進制度の適用を受ける契約の範囲

【記入例】 ○○式○○○の製造
○○式○○○の修理役務

(2) 生産性向上推進制度の適用期間

【記入例】 令和○年○月○日から
(報奨インセンティブ料の適用は令和○年 3 月 31 日まで)

(3) 原価改善取組の方法

【記入例】 ○○工程における溶接方法の変更（細部は別添資料のとおり）

(4) 原価改善取組に係る調達数量

【記入例】 ○○機

(5) 原価改善取組によるコスト削減額

【記入例】 1 機あたり○○円（税抜）

(6) コスト削減後の対象工程等原価及び内訳

【記入例】 1 機あたり○○円（税抜）

うち、直接材料費	うち、直接経費	うち、加工費（該当工数）
○○円	○○円	○○円（○○時間）

(7) 適用期間の各年度でのインセンティブ料

インセンティブ料	原価改善申請の認定決定日から契約締結日までの経過年数				
	1 年度目 以前	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目
補填 インセンティブ料	〇〇円（前号のコスト削減額）×各年度の利益率				
報奨 インセンティブ料	円	円	円	円	円

(8) 生産性向上推進制度の適用を受ける契約の取扱いに関する事項

【記入例】 申請契約が特約条項第 10 条第 2 項第 1 号に該当することが確認されたことから、甲が行う公示により新規参入者が確認されない限り、生産性向上推進制度の適用を受ける契約を締結する場合には、乙との随意契約により契約することを基本とする。

(9) その他の必要な事項

年 月 日
第 号

甲

乙

注 不要な文字は削除して使用する。